別添様式第２

納税猶予の特例適用の農地等該当証明書

証　　明　　願

令和　　年　　月　　日

（宛先）
東 大 阪 市 長

願出人は納税猶予の特例を受けようとする者に限ります。
願出人の住所、氏名を記入してください。

住所　東大阪市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名　東大阪　太郎

「相続税」または「(贈与税)」の文字を二重線で抹消してください。

相続税~~(贈与税)~~ の納税猶予の適用に関して必要があるため、下記に記載した農地又は採草放牧地について、次のとおりであることを証明願います。

下記に記載した農地又は採草放牧地が、都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する同法第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第１号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の３第２項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第１項に規定する区域内にある農地、同法第７条第１項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であること（納税猶予の対象となる農地等であること）。

（対象となる農地又は採草放牧地）

番号	農地又は採草放牧地の所在	地目	面積（㎡）	市街化区域内・外の別	田園住居地域内・外の別	地区計画農地保全条例の制限を受ける区域の内・外の別	生産緑地地区内・外の別	特定生産緑地の指定の有無（生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合）
1	〇〇町〇丁目〇番〇	田	〇〇㎡	(内)・外	~~内・外~~	~~内・外~~	(内)・外	(有)・無
2	〇〇町〇丁目〇番〇	畑	〇〇㎡の内〇〇㎡	(内)・外	~~内・外~~	~~内・外~~	(内)・外	~~有・無~~
3	〇〇町〇丁目〇番〇	畑	〇〇㎡	(内)・外	~~内・外~~	~~内・外~~	(内)・外	~~有・無~~
4	〇〇町〇丁目〇番〇	田	〇〇㎡	内・(外)	~~内・外~~	~~内・外~~	内・(外)	~~有・無~~
5	以上			内・外			内	
6				内・外			内	
7				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
8				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
9				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無
10				内・外	内・外	内・外	内・外	有・無

生産緑地に指定されている場合

市街化調整区域内農地の場合

申請地（地番）を記入してください。

面積を記入してください。

土地登記簿謄本に記載されている地目を記入してください。

申請地の最後に「以上」を記入してください。

生産緑地に指定されている農地の場合は「内」に該当します。

特定生産緑地に指定され、申出基準日（生産緑地指定から30年の日）を経過する農地の場合は「有」に該当します。

上記に記載された農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区に所在する農地又は採草放牧地、同項第１号に掲げる田園住居地域内に所在する農地、都市計画法第58条の３第２項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第１項に規定する区域内にある農地、同法第７条第１項に規定する市街化調整区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

東大阪都計第　　号
令和　　年　　月　　日

東 大 阪 市 長　　野 田 義 和　　印

（裏）

記　載　方　法　等

1　使用する場合

この様式は、次の場合に使用します。

(1)　租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の４（贈与税の納税猶予）第１項又は第70条の６（相続税の納税猶予）第１項の規定の適用を受けようとする者が、その適用を受けようとする農地又は採草放牧地が措置法第70条の４第２項第３号に規定する特定市街化区域農地等でない旨の証明を受ける場合

(2)　措置法第70条の４第15項若しくは第16項又は措置法第70条の６第19項若しくは第20項の規定による税務署長の承認を受けた場合において、農地等の譲渡等の対価の全部又は一部をもって取得した三大都市圏の特定市に所在する農地又は採草放牧地が措置法第70条の４第２項第３号に規定する特定市街化区域農地等でない旨の証明を受ける場合

2　記載要領

(1)　相続税の納税猶予の適用に関しこの証明願を申請する者は、「（贈与税）」の文字を、また、贈与税の納税猶予の適用に関しこの証明願を申請する者は「相続税」の文字を二重線で抹消してください。

(2)　「農地又は採草放牧地の所在」、「地目」、「面積」、「市街化区域内・外の別」、「田園住居地域内・外の別」、「地区計画農地保全条例の制限を受ける区域の内・外の別」、「生産緑地地区の内・外の別」、「特定生産緑地の指定の有無（生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合）」は、証明願を申請する者が記載してください。

(3)「市街化区域内・外の別」、「田園住居地域内・外の別」、「地区計画農地保全条例の制限を受ける区域の内・外の別」、「生産緑地地区の内・外の別」、「特定生産緑地の指定の有無（生産緑地地区内に位置し、申出基準日を経過している場合）」欄については、該当する文字を〇で囲んでください。

3　注意事項

「都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域内に所在する同法第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地」には、生産緑地法第10条第１項（同法第10条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第15条第１項の規定による買取り申出がなされたもの並びに同法第10条第１項に規定する申出基準日において同法第10条の２第１項の特定生産緑地の指定がなされていないもの、同法第10条の３第２項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの及び同法第10条の６第１項の規定による指定の解除がなされたものは含まれません。